

番号：19a00731

国名：コンゴ民主共和国

担当：社会基盤・平和構築部 運輸交通グループ第二チーム

案件名：マタディ港にかかる情報収集・確認調査（港湾計画／施設）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務： 港湾計画／施設
- (2) 格 付：2～3号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年1月上旬から2020年2月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.30M/M、現地 0.50M/M、合計 0.80M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
3日	15日	3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月11日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は
郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

（https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019 年 12 月 27 日（金）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- （計100点）

類似業務	港湾計画／施設に係る各種調査
対象国／類似地域	コンゴ民主共和国／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：黄熱病

(3) その他：査証の取得にあたって、黄熱病予防接種証明書及び銀行残高証明（英文）が必要になります。

6. 業務の背景

コンゴ民主共和国（以下「コンゴ民」）において物流上の重要拠点は、コンゴ河下流に位置し大西洋からの外航船が寄港する河川港のマタディ港である。埠頭の総延長は1,610mであり、同港で荷揚げされた貨物は陸路（道路、鉄道）で首都キンシャサへ輸送される。

同港は1930年代に建設されたものであるが、埠頭を支える鋼材が破損している箇所も見受けられ、クレーンは19基設置されているものの、老朽化により稼働していない。このような状況下で、荷役は貨物船搭載のクレーンにより行われている。コンテナ取扱い量は2015年は169,638TEUであったが、近傍の新港（後述）運営開始等の影響から、現在は58,077TEU（2018年）に減少している。

このような状況のもと同港の改修のため、無償資金協力事業として新埠頭（150m×19m）の建設及びガントリークレーン1基の整備に係る要請が2018年12月になされた。

一方で、同港の近傍（マタディ橋を挟んで下流側、直線距離で数kmの位置）に、フィリピン資本が主体となった新たな民間港（MGT：Matadi Gateway Terminal）が建設され、2016年8月から営業を開始している。規模は350m（2バース）×30mであり、年間取扱可能量としては120,000TEUである。現在は、マタディで取り扱う貨物を、マタディ港とMGTとで分け合っているのが実情である。

これまで、マタディ港を取り巻く状況については、JICA国担当の職員の出張ベースでの情報収集等がなされてきたところであるが、今般港湾に係る専門的知見を有する人材を投入して、マタディ港での我が国の支援の可能性を検討するために、情報収集・確認調査を行うものである。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、無償資金協力事業をはじめとする日本の国際協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野にかかる協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。なお、JICA職員によってこれまで先方へのヒアリング、意見交換等を行っているところ、その結果を十分に踏まえた上で調査を行う。

(1) 国内準備期間（2020年1月上旬～1月中旬）

- ①要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。なお、JICA職員によって実施された現地視察、先方へのヒアリングの結果を十分に踏まえること。
- ②必要に応じ、コンゴ民関係機関（C/P機関等）に対する質問票（英文）を作成する。質問票は直接もしくはJICAコンゴ民事務所を通じて事前配布を行う。なお、仏語訳はJICAコンゴ民事務所を通じて行うが、翻訳に要する期間を確保するため、十分な余裕をもって作成すること。
- ③対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間（2020年1月中旬～2月上旬）

- ①JICAコンゴ民事務所等との打合せに参加する。
- ②コンゴ民側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③あらかじめ配布した質問票を回収・分析し、その結果を団内で共有する。
- ④マタディ港及びMGTに関して、以下の情報収集を行い現状把握を行うとともに、課題の分析を行う。
 - ・施設・機材の概要、損傷等
 - ・施設運用状況
 - ・貨物量等の関連データ
 - ・港湾運営・管理体制
 - ・両港の役割分担

- ⑤港湾利用者（船社代理店、フォワーダー等）へ両港の評価等についてヒアリングする。
- ⑥コンゴ民側実施機関（SCTP）の港湾整備に係る方針を確認する。
- ⑦コンゴ民政府の港湾整備に係る政策を確認する。
- ⑧マタディ港に係る今後の整備のあり方（協力形態、事業費目安を含む）について検討する。
- ⑨担当分野に係る現地調査結果を団内に共有し、JICA コンゴ民事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2020年2月上旬～2月中旬）

- ①帰国報告会、国内打合せ等に参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ②担当分野に係る情報収集・確認調査報告書（案）（和文）を作成するとともに、JICA 調査団員による全体取りまとめに協力する。

8. 報告書等

本契約における報告書等は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る情報収集・確認調査報告書（案）（和文）
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まれます（見積を計上して下さい）。航空賃については、成田/羽田ーパリーキンシャサ間のみを計上して下さい。コンゴ民国内のキンシャサーマタディ間の（車両）移動については、JICAコンゴ民事務所が手配します。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2020年1月18日～2月1日を予定しています。JICAの調査団員（総括）の現地調査期間も同じです。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 港湾計画／施設（本コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAコンゴ民事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等と同乗になる予定）
- エ) 通訳備上
あり（仏英）
- オ) 現地日程のアレンジ
あり
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

①貸与資料

本業務に関する以下の資料をJICA社会基盤・平和構築部運輸交通グループ第二チーム (TEL:03-5226-8126) にて貸与する。

- ・「マタディ港改良計画」要請書

②本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

①複数従事者の提案禁止

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAコンゴ民事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④ 適用約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供に係る対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以 上